別 紙

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業概要

１　補助対象施設

（１）診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟

（２）平成２６年１０月に公布された消防法施行令の一部を改正する政令（平成２６年政令第３３３号）等により新たに２に掲げる整備を実施する義務の生じた施設、若しくは設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設

２　事業内容・補助額の算出方法

（１）次の表の第２欄に定める基準額と、第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

（２）（１）により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第４欄に定める補助率を乗じて得た額を算出額とする。

　ただし、算出額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

１　区分	２　基準額	３　対象経費	４　補助率
スプリンクラー整備	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は、(1)、(2)に限り１施設当たり 2,350 千円を加算する。 (1) 通常型スプリンクラー 対象面積　１㎡当たり 基準単価　23 千円 (2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積　１㎡当たり 基準単価　22 千円 (3) パッケージ型自動消火設備 対象面積　１㎡当たり 基準単価　27 千円 (4) 消防法施行令第 32 条適用設備 対象面積　１㎡当たり 基準単価　26 千円	スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む）整備のために必要な工事費又は工事請負費	１／２
自動火災報知設備整備	自動火災報知設備を新設する場合 １施設当たり　1,222 千円	自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費 **※下記「３ 留意事項（３）」も参照願います**	定　額

※令和６年度より基準額が改正されていますのでご注意ください。

（次頁に続く）

３　留意事項

（１）　工事の着工は事業採択の内示以降であること（内示前に着工したものは補助対象とならない）。

（２）令和８（２０２６）年３月末までに工事が完了すること。

（３）自動火災報知設備整備については、**次のア～ウの全てを満たす場合のみ補助対象**となる。

ア　延べ面積が３００㎡未満であること。

イ　現に住宅用防災警報器（連動型）が設置されていること。

ウ　現に設置されている住宅用防災警報器は、交換期限（自動試験機能付きのものについては、機能の異常が表示されるまでの期間と製造年から１０年間のいずれか短い期間とする。）を超えていないものであること。

（４）事業計画書については、各要綱のほか、**事業計画書様式（Excel ファイル）内のＱ＆Ａ等を必ず確認の上で作成**すること。

また、**事業計画書様式に入力されている計算式等は削除しない**こと。